

東芝ストアー総合補償制度規約

令和1年11月1日改正

第1章 総則

第1条（目的）

当制度は、東芝会に所属する販売店の経営者及び従業員の福祉の増進並びに経営の安定を図ることによって、お店の一層の繁栄を期することを目的とします。

第2条（制度の構成）

当制度は次の2つのプランをもって構成します。

- （1）トータルセーフティプラン
- （2）オールマイティプラン

第3条（制度の加入日）

当制度は11月1日を基本加入日とし、2月1日、5月1日、8月1日を追加加入日とします。

第4条（加入費の払込方法）

当制度の加入費は加入日の前月7日に3ヵ月分まとめて、あらかじめ指定された金融機関の口座より自動振替するものとします。

自動振替ができなかった場合は東芝コンシューママーケティング株式会社が加入費を徴収するものとします。

但し、東芝コンシューママーケティング株式会社からの徴収に応じず、期日までに回収されない場合は資格を失ったものとみなし、この制度から脱退するものとします。

第5条（脱退したときの加入費の取扱）

脱退したときは、すでに払込まれた加入費は返戻されません。

第6条（脱退）

加入店または加入者が次のいずれかに該当したときは、この制度から脱退するものとします。

- （1） 加入店が東芝会の資格を失ったとき。
- （2） 加入者が退職、その他の理由によって、その時まで所属していた店の店主または従業員でなくなったとき。
- （3） 加入者がやむをえない理由により脱退を希望したとき。
- （4） 加入者が死亡または高度障害に該当したとき、その該当した日。
- （5） 加入者が満65歳6ヵ月に達したとき、その達した日直後の10月末日。

第7条（脱退手続）

この制度の加入者が脱退する場合は、保険金の有無にかかわらず、ただちに所定の「脱退通知書」を作成のうえ、東芝会事務局に提出するものとします。第6条（1）～（3）の事由の場合は11月1日、2月1日、5月1日、8月1日を脱退日とし、締切日までに所定の書類の提出をもって脱退とします。

第8条（加入の取消）

加入店または加入者の悪意または重大な過失により事実を告げなかったり、また重要な事項について不実のことを告げたときに、加入を取消し加入の時期に遡及して、一切の権利を失うものとします。

第2章 トータルセーフティプラン

第9条（加入資格）

東芝会に所属する販売店とします。

第10条（加入条件）

販売店の加入単位は登録された店舗毎の加入とします。
ただし、特に認めるものは除きます。

第11条（プランの構成）

本プランは損害保険会社の「動産総合保険」（動産総合保険 普通保険約款）、「賠償責任保険」（賠償責任保険普通保険約款）より構成されています。

第3章 オールマイティプラン

第12条（加入資格）

- （1）東芝会に所属する販売店の方で満14歳6ヵ月をこえ、満65歳6ヵ月までの方とします。ただし、申込日現在「加入・変更申込書兼脱退通知書」記載の健康状況告知に該当する方は加入、または増口できません。
- （2）前項の規定にかかわらず、満65歳6ヵ月を超える方は、別に定める「継続プラン」に移行することができます。

第13条（加入口数）

基本コースは加入者1人につき5口までとします。ただし、同種の危険（入院・通院・手術等）を保障する他の保険契約・共済契約があり、その疾病入院日額の合計が2万円、傷害入院日額の合計が3万円を超える場合は口数が制限されます。

第14条（加入口数の増減と時期）

加入口数は第3条に定めた時期に増口することはできますが、減口することはできません。したがって、減口の場合はいったん脱退して、あらためて新規加入をすることになります。ただし、口数増加の場合は第12条の加入資格を有することを条件とします。

第15条（保険金の受取人）

各保険金の受取人は加入者本人とします。死亡給付金の場合には法定相続人とします。相続人が複数の場合は原則として1名の方を代表者として他の相続人全員の委任状および印鑑証明が必要です。また、葬祭費用保険金については、葬祭費用を負担した親族とします。お祝い金は東芝コンシューママーケティング株式会社経由で加入店に支払います。

第16条（プランの構成）

本プランは損害保険会社の「団体総合生活補償保険（標準型）（MS&AD型）」および東芝会の「付加給付事業」より構成されています。

第4章 その他

第17条（時効）

保険金を請求する権利は、その支払事由が生じたときから3年間請求がない場合には消滅します。ただし、お祝いは1年以内の請求に限ります。

第18条（事故発生の通知）

事故が発生した場合は、ただちに取扱代理店あるいは東芝会事務局へご通知ください。ただちにご通知をいただけない場合には、補償を受けられないことがありますので、できるだけ早にご通知ください。

第19条 保険金（保険金請求手続）

加入店は保険金の請求事由が発生したときは、所定の請求用紙をとりそろえて請求するものとします。

第20条（運営）

東芝ストアー総合補償制度を運営管理しているのは東芝会（事務局）であり、東芝会は、当制度の保険金の支払いのため、トータルセーフティプランは損害保険ジャパン日本興亜株式会社、オールマイティプランは三井住友海上火災保険株式会社を幹事として各種保険契約を締結しています。

第21条（規約に規定されていない事項）

本規約に規定されていない事項については、各保険会社の個々の保険約款、および規約に準じます。

第22条（規約の変更）

本規約は社会経済情勢に著しい変化があった場合には、変更されることがあります。

第23条（規約の施行）

本規約は令和1年11月1日から改正施行します。